

総財地第 89 号
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県総務部長
各指定都市総務局長 } 殿

総務省自治財政局地方債課長
(公 印 省 略)

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令
の一部を改正する政令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令
について (通知)

このたび、地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令第 111 号) 及び地方債に関する省令の一部を改正する省令 (令和 3 年総務省令第 42 号) が本日公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

これらの改正の内容は下記のとおりですので、各都道府県におかれては、域内の市区町村 (指定都市を除く。) に対して周知願います。

記

1. 地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正

不要な年度の削除等の所要の規定の整理を行うもの。

2. 地方債に関する省令の一部改正

(1) 緊急浚渫推進事業債の対象拡大

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第8号）において、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるために発行できることとされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加するために地方財政法（昭和23年法律第109号）を改正したところ（第33条の5の11）、同条に規定する対象施設及び対象経費を総務省令で規定するための所要の改正を行うもの。

(2) 猶予特例債に係る実質公債費比率の算定

猶予特例債は、翌年度に収入される猶予額が償還財源となることから、令和3年度決算に基づく算定より反映される実質公債費比率の算定において、猶予特例債に係る元金償還金を控除するよう所要の改正を行うもの。

(連絡先)

総務省自治財政局地方債課 真鍋、山中

TEL : 03-5253-5630 (直通)